

立地適正化計画にかかる Q&A

1. なぜ立地適正化計画をつくるの？

むかわ町は今後人口減少が予測され、年齢構成別にみると高齢者人口が増え、年少人口や生産年齢人口は減少すると考えられております。税収が減少する一方で、歳出に占める公共施設の維持補修費は増大するため、インフラの老朽化への対応等が困難になると想定されます。これらを踏まえ、長期的な時間軸で将来を見据えたまちづくりを考える必要があるため立地適正化計画の策定に取り組んでいます。

2. 立地適正化計画をつくとどんないいことがあるの？

都市のコンパクト化や適正な交通ネットワークの構築により、町民の方の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化による行政コストの削減などを行うことができます。

3. 今までの計画と何が違うの？

これまでは、土地利用のコントロールや都市施設整備等の手法は充実していましたが、都市機能や人口の維持、確保が課題となっていました。この課題を解決するため、立地適正化計画は居住機能や都市機能の誘導という従来とは異なる視点が入った計画となっています。

4. 立地適正化計画で何を決めるの？

必須事項としては、立地適正計画の区域、立地適正化に関する基本的な方針、都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設、防災指針を決めます。

5. 都市機能誘導区域ってなに？

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものを都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

6. 居住誘導区域ってなに？

居住誘導区域は、人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域で、公共交通を利用できるなど便利・快適に住み続けられる、居住に適したまちづくりを目指す区域です。

7. 居住誘導区域にすべての町民を誘導するのですか？

例えば、農業従事者が農村部に居住することは当然のことであり、すべての町民を強制的に居住誘導区域に集約するものではありません。しかし、今後、転入者等の住む場所として、町も施策を打ち出し、ゆっくり緩やかに居住誘導を図りながら、人口密度を維持していかなければならないものと考えております。

8. 居住誘導区域でない場所に住んではいけないのですか？

区域外であっても、豊かな自然を求め、移り住む方はございます。誘導区域は、多様な暮らし方を否定するものではなく、人口密度を維持するための区域を明示するものであり、区域外への居住を禁止するものではありません。

9. いま居住誘導区域外に住んでいます。居住誘導区域の中に引っ越さないといけませんか？

立地適正化計画は、届出制度や誘導施策によって居住や都市機能の誘導を図るものであり、居住誘導区域の外にお住まいの方々に引っ越しを強制するものではありません。

10. 都市機能誘導区域から外れたところはどうなるの？

合併前の旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成に応じて、暮らしやすい環境の実現、生活の場を維持するために必要な都市機能の維持や向上を目指します。

11. 居住誘導区域から外れたところはどうなるの？

居住誘導区域に含まれない既存集落や住宅地等についても、持続可能な地域づくりを目指した取り組みを進めていきます。

12. 誘導施設はどんなもの？

都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設という観点から、以下の施設等を想定しております。

- ・行政サービスの窓口機能を有する役場等の行政施設
- ・スーパーマーケット等の商業施設や銀行等の金融機能を有する施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や集会施設
- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設

13. 防災指針とは何ですか？

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる、まちの防災に関する機能の確保を図るための指針です。居住誘導区域や都市機能誘導区域における災害リスクを評価し、それぞれのリスクに対する取り組み等を記載しています。

14. 浸水想定区域へ居住都市機能を誘導することに問題はありませんか？

これまでのまちづくりの取組、まちの現状、将来の見込みを踏まえ、居住誘導区域や都市機能誘導区域を定めております。居住誘導区域や都市機能誘導区域には浸水等災害リスクのある土地も含まれていますが、今後も災害リスクの周知に努めるとともに、災害リスクへの対策を講じてまいります。

15. 計画は策定すると変更はできないの？

計画は概ね20年先を展望して作成しますが、5年毎に評価を行い、町内の状況を勘案して必要に応じた見直しを行っていく予定です。